（前のページより続き）

〔公　　告〕

諸　事　項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇三
特殊法人等
令和六年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算、沖縄振興開発金融公庫第五十三事業年度財務諸表、令和六年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算、日本弁護士連合会公示送達、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用関係　一〇四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、特定空家等の除却命令関係　一二四
会社その他
会社決算公告　一二五

本号で公布された法令のあらまし

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第二七三号）（外務省）

1　大臣官房情報通信課を情報システム総括課に改組するとともに、国際報道官を廃止し、広報文化外交戦略課及び報道課の所掌事務を改めるほか、新たに要人往来支援総括官を置き、その職務を定めることとした。（第一八条、第二一条、第二四条、第二五条、第二七条及び第二八条関係）

2　総合外交政策局国連企画調整課及び国連政策課を国連課に改組し、その所掌事務を定めるとともに、安全保障協力課の所掌事務を改めることとした。（第二九条、第三一条の二、第三二条及び改正前の第三三条関係）

3　欧州局西欧課及び中・東欧課をそれぞれ欧州第一課及び欧州第二課に改組し、その所掌事務を改めるとともに、政策課及びロシア課の所掌事務を改めるほか、新たに欧州経済戦略官を置き、その職務を定めることとした。（第五三条～第五七条の二関係）

4　経済局政策課を総務課に改組するとともに、国際経済課を廃止し、新たに経済外交戦略課及び経済安全保障課を置き、その所掌事務を定めるほか、経済連携課の所掌事務を改めることとした。（第六三条～第六五条の二及び第六七条関係）

5　領事局海外邦人安全課を海外邦人緊急事態課に改組するとともに、政策課の所掌事務を改めることとした。（第八四条～第八六条関係）

6　国際情報官三人を一人減員し、二人とすることとした。（第八九条関係）

7　この政令は、令和七年八月一日から施行することとした。

◇日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七四号）（国土交通省）

1　管理有料高速道路に係る料金の徴収期間の基準は、その満了の日が令和二七年九月三〇日以前であることとした。（第五条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七五号）（経済産業省）

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三〇号）の施行期日は、令和七年八月四日とすることとした。

◇情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二七六号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三〇号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第一条～第七条関係）

2　経過措置

法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるものとすることとした。（第八条関係）

3　附則

この政令は、法の施行の日（令和七年八月四日）から施行することとした。（附則関係）

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二七七号）（財務省）

1　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第一三号）及び下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四一号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条の五、第五条の六の四及び第二七条の一二の五関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和八年一月一日から施行することとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七八号）（公正取引委員会）

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五八号）の施行期日は、令和七年一二月一八日とすることとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（政令第二七九号）（公正取引委員会）

一　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名

題名を「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令」に改めることとした。

2　サイバーセキュリティの確保等として政令で定める目的

サイバーセキュリティの確保等として政令で定める目的は、次に掲げる目的とすることとした。

㈠　スマートフォンの動作の著しい遅延又は停止その他のスマートフォンの異常な動作の防止

㈡　スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止